

委員の方から寄せられたご意見への回答

No	意見箇所	ご意見	回答
1	パブリックコメント	パブリックコメントを実施する際は、市民の方がワークショップを通じて作りあげた条例であることを明記したほうが良い。	実施する際は、明記します。
2	条例名	市民の方がワークショップを通じて作りあげた条例であることが分かるよう「市民が作った〇〇防災条例」のような名称にしてください。	市民によって作られたことが分かる名称を検討します。
3	(目的) 第1条	文章がわかりにくいような気がする。老若男女が読む文章として難しい。和歌山市の文章のような形が分かり易いようにしてはどうか。	本条例の上位に「災害対策基本法」と「羽島市まちづくり基本条例」があり、引用をさせていただいています。記述については、再度、整理をします。
4	(定義) 第2条	(10) 避難所 「災害が起きる前に避難して災害をやり過ごすところ」と「被災して家が壊れたので生活するところ」を分けて定義してはどうか。	全国の先進事例などを研究し、定義について検討します。
5	(定義) 第2条	(12) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく・・・→隣近所の家々や人々が役割を分担しながら、力を合わせて助け合う自発的な防災組織を言います。に訂正してはどうか。	現状は、災害対策基本法より引用しています。市民の方に分かりやすいように見直します。
6	(定義) 第2条	減災の追加資料説明のほうに「減災」の言葉が出てくるが、(定義)してはどうか。	現在は、災害対策基本法と同じ「防災」含まれています。市民の方に分かりやすいように見直します。
7	(市民の自助) 第4条	(8) 消火や、救難救助については、実施者の命を危険にさらさないよう単独行動を慎むよう「極力、複数人で」を追加してはどうか。	ワークショップでも「まずは自分の命を第一」という意見が多く出ていましたので、修正します。
8	(地域コミュニティの共助) 第8条	(8) 避難所を開設しましょう。→「地域で安全な建物等を確保し、避難所を開設しましょう」にしてはどうか。	ワークショップでは、地域の集会施設や公民館のほか、民間事業者の社屋などの利用も意見として出ていますので、修正します。
9	(地域コミュニティの共助) 第8条	(9) 避難行動要支援者名簿が活用されないという意味がない。平時の情報収集や災害時の情報提供、安否確認における主体などを記載してはどうか。	避難行動要支援者名簿の提供は災害時のほか、本人の同意を得て事前に提供できる形としています。現在、避難行動要支援者の個別避難計画については、民生委員の方と協力し作成を進めておりますが、今回の取り組みを機に地域コミュニティや自主防災組織が支援者となったり、計画作成に関わったりできるよう制度設計の見直しと条例への反映について検討します。
10	(市の公助) 第9条	(4) 及び事業者→削除(9行目)	修正します。
11	(市の公助) 第9条	ワークショップの意見から、市の公助への意見の多くは「自助、共助への支援」であるから、条例で細かい規定をせず、シンプルに「支援を行う」だけにしたい。	専門部会で意見を聴きます。
12	周知方法	条例をわかりやすく伝えるパンフレットなどを作成して欲しい。	パンフレットを作成します。
13	周知方法	パンフレットについては、条例を説明するものではなく、属性によって必要な取り組みを掲載する形はどうか。	分かりやすい形式に整理します。
14	周知方法	パンフレットについては、紙だけでなくデジタル(動画等含む)でも見られるようにしてほしい。	ホームページ等で掲載します。
15	チェックリストの作成	自助、共助、公助各努力目標について、チェックリストの作成をお願いしたい。	作成について検討します。